

通信全覽初編

類輯六

六十三

三三〇九	函	類
二〇六	架	類
三〇三	冊	類

三三〇五	函	類
三〇三	冊	類
一八四	架	類

(天六九)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (66)
函號	184 271

共百廿四



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



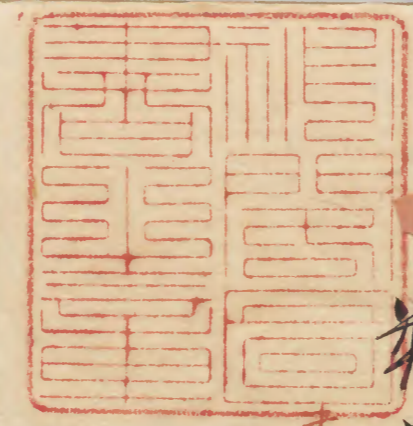
© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

類輯卷之六 英蘭通商

本五月廿六日



ハグレスの署
ハ有テハ

ハグレスの署ハ
ハ有テハのトヤ知テハ

江戸橋 於る千八百九年六月廿六日

オランダ記す日本に於るハグレスの署

ステイト 以上敬請する総利太のフニシズセラル大
石亜女王の称号有テハ

総利太厄豆及以イル國のハレマインエステイト

女王より去ぬる八月廿六日大総利太厄豆

と日本と通商。全權の調印也。條約也

オランダ女王のテブロマチキ事務務職。命也。

一番

多利

末に名を記す吾も亦幸い小ヤイ子トキル
外國事務宰相小次の件を告知
す吾も女王の大司馬の約定の條約の持
人中より是を別ふ

大君より爰に所を一定の布書
條約と取らざる事を命ぜらるるあり
る語意具し條約取り以又兩國の
間の懇親を以て交易の道を開く為

必要をさへき 富を多と為さるる
ハレマールイエステイト女王に於る末に名を記
す吾も大司馬の金控を以る女王の使節
黄金控に命ぜらるる事を可とせイ子ケイブル
レイケ帝のトキマールイエステイト日本

大君の方より同指の威權備りし高
官人と前案の旨を達するべき規定
或ハ歸一と決し是を拍し或ハ是
を控めん事を命ぜり是に依る末に名を

記述を吾し確定せし條約取寄書と爲
且又來ん七月第一日神戶川港を開く以
前夫、關係を以て以て法律事務考
の爲に速く日と定めん才事とせし
事と見しに、外國事務宰相、切實な
務ふ
末、名を記す吾し幸とせし事と見しに、外
國事務宰相、吾が恭敬を認めし
事と見しに、

日布と称するハレブリッセマー

イェステイトのコミンダツル
ルイセルマールトアルコング

江戸に於て

也、不事見しに

外國事務宰相

一書

未六月二十日

江戸

下ニ子エキセルニイ外國事務宰相ト書
 下ニ署名をりハシ總利を名にマエスニト
 の日本ニ元があらル龍の事ト外國事務
 宰相トイ子エキセルニシハ不啓はるる榮
 とす
 中畧
 下ニ署名の者 コニエル子 早朝夜の引明

不仕公、五ノ、セカスニ船不帰、船い多、細彼
者神多、川、岸、中、上官の人、不面會
し、先、第、八月、廿六日、不決、議、い、多、い、條、約、い
あ、條、い、規、則、書、い、多、い、勅、多、い、恩、利、を、也、也
實、者、の、第、七、月、一、日、の、開、境、不、必、要、の、規、矩
と、後、論、可、法、い

中畧

三、先、が、多、い、い、法、上、陸、い、い、早、速、を、い、子、エ、キ、セ
ル、シ、イ、不、表、向、の、防、身、を、為、一、可、法、也

早く條約調子と致す、い、必要、の、法、則、を
あ、す、と、得、い、多、い、事、其、い、あ、い、
下、に、署、名、の、者、を、い、子、エ、キ、セ、ル、シ、イ、不、子、高、教
亦、尊、の、証、を、呈、す、り、と、榮、多、い

千八百五十九年、第、六、月、三、十、日、江戸、海

チ、エ、ム、エ、ス、セ、ム、ス、ニ、の、船、上、に、於、る

ハ、レ、ブ、リ、ク、ニ、ヤ、マ、エ、ス、テ、イ、ト、の、日、本、コ、シ、シ、
セ、ム、ス、ン

ル、ゼ、ル、ホ、ル、ト、ア、ル、コ、ツ、ク
親筆

江戸

外國事務官中野正之丞

真譯

通事

Faint handwritten text in the right column, likely a translation or official communication.

五月廿五日

總利

Handwritten text below the main title.

Handwritten text below the main title.

五月廿六日

中野

本條約の取寄る日限を来月七日或九日
に申上る事支留於此方都合取寄

お具様云

安政五年未立月考

右田伸海島
同親下後鳥

井田村大田村四田村... 井田村大田村四田村...

未六月六日差哉

千八百五十九年七月五日江戸藩公云

御膳多女王の
和号首より
のセムスニ
御号
ふたむ

末：名を記せしむ日印を授る

中田君

外國事務官にお小接遇の日八九日と
在好とをへ一是二因ら予は日と撥
者予とと待遇をふせい子子とせし

四番

山香

事務室の
何時と先好と申す
十二點迄より六點迄の間に
記す予し其師とす右幸小大に恭敬
の禮を表す事とす

日中、於るハロ个工ムの

コトと云セヨ

ルセルフアルトアルコダク

セト多キヤセニシ

外山申路白亭

真淨

直心

工ルキーステン

Faint red vertical text, likely bleed-through from the reverse side.

六月十二日於
水野侯御前
御覽本條約の事
麻呂方

未今日十日迄

額利太尾五三三
五キセルレニ

ルーセルホ作アルコタ

條約本書

大君の御名おとす御用事
和名御用事
双方の全権此午七月中
調判し足下見合
取立せし日本美吉利和
名御用事の原書三
通、流へし述し如く
何しも一紙み成し事

と事務宰相約せしと述ぶ方是謹言

安政六年未六月十日 堀磯邦正

大正の元...

...

抄考

本条の考書

大日本帝国

大君の全權と大總利を以て意而蘭土

女王の全權と安政戊午七月十八日江戸

府に於る日印語及び英吉利文阿蒙此

文より取極調判せし條約布書より取考

の為合會し

大君自ら承ありしと女王自ら承ありしと

此所記之書連系不才之書由之禮儀
を授之江戸府に於て取寄せるもの也
右様様とて之を御方の金控法書面二
通下名を記し調布を利文何事
安政五年己未六月十日 水西之流後書
大正八年六月十日 大正八年六月十日
大日本帝國

大正八年六月十日
大正八年六月十日

未六月十日 英吉利本條約為不才代授
コニ九〇子ラニ
未後ハ英吉利本

帝國大日本

大君の金控と大徳利を存し及以是年
皇太子王の金控と安政五年己未七月
十八日江戸府に於て日本英吉利和
約後之を取極調物とて條約確證
取寄せる為に會令

大君の名及び布少く確證を一條
約と女王の名を記し確證を一條約と
聖座一合一を看てお少田の禮義
少く江戸府に於る取考を判
古證程とて雙方の全權は書面二
通ふ名を記し調中を判

安政六年己未六月廿二日

英吉利系集約の事考は此の口よりコレを云ふ心
より歩の事考又古証程

末に名を記す。合衆國大總利を名に
及び嘉尔兒系少くマリスステイト尊稱女王
の全權並にトイエスステイト尊稱日本
大君の全權日本年号安政五年戊午
七月十八日。書す。年八百五十八年八月廿六日
江戸に於る英吉利及び日本諸多取

極調判を以て比マシイ工入テノト、西國君ノ尊
 此ノ條約確證ヲ取テテ、新。有。テ。ハ為メ會合一此
 確定キ一條約書ニテ定メ小極合一
 英吉利初葉日也、後。ハ。條。方。ト。シ。
 十分出立、歸。一。テ。テ。者。一。是。を。獲
 方例式ニ申テ今日取テテ、ハ。ハ。ハ。ハ。
 其條約ニシテ條方。今極此條約書ニ
 通シ名ヲ記一調中ニ也。
 日本年号何ニ申テ。千八百五十九年

何月何日何所於之切也

真洋

道余友
 正ルニステニ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

英吉利本條約英語前書文
大義譯

前文

天意を奉り人心を得合は王國大総
利を成す切に急尔条土の女王ある
少井クトリ女王の名ニ此書を見人々物々
吾と日本一

大君多る吾り良兄との間ふ初半終祝
交易の條約あり是と共ふ日布に於て
惣利を以て交易の正しき規勅を英者
利和業日布に於て我ら君の年一千八
百五十八年八月廿六日江戸に於る夫ら為
殊更任しられ吾と所謂吾が良兄の
全權を取扱調物を一に條約あり
規勅の原書を以て合綴する所あり

未
欠

吾も前記述す條約あり是を條約規
勅と看考し之を固條と云く所承旨
定し是を此書と自ら我ら親族嗣
子の為に承允治定確證を吾も王者
の親と承るは條約及び規勅中記
載す一事件悉く述実あり他人是

と我我吾が威權の及ぶ丈を免さる事
を約とは禮禮と云々 吾れ合名王國強利
を危立切心 悉尔 爲土の大市と吾が王
者の自筆を以る 名を記せし書ふ附帯し
めり 吾がウサントソル 地名ふ 城の朝在 抄
吾り 昭政の廿二年 吾り 君の年 一千八百
五十八年十月廿二日 終り

未六月十七日 出

不列顛 亞士安 第廿月十六日 江戸 書
ハレマ トイ エ スライ ト 不列顛 日本 小 左 衛
門 守 右 衛 門 官 薩 摩 外 國 守 務 宰
相 台 下 下 條 の 事 を 報 以 賜 々 大 不 列 顛
の 王 々 外 國 と 和 親 饗 宴 の 條 約 を 取 締
り 其 本 書 を 取 寄 さ せ 如 志 々 小 國 王 々
は 事 々 法 人 小 布 告 々 且 々 法 附 々

七番

此條約中の執事たる定易を以て
中・在る不列邦人小使等とす。是
之を邦人あるを以て我國法を以て罰
せらるるあり。

方今、邦人たるは此の如く布告を以て其
際要とす。何と云ふれ。貿易の諸規
及條約中の數々を以て開多。是れ日
本人と不列邦人との貿易交通、為
弟、チゴロマチセアフゲサンテン全條のの江戸

任所のため必要なる約束を定む。故
あり。

故に余日本及他邦、在る不列邦人小
使等條約と通じ、是れを布告し
彼等とす。此中、載多。是れ定易と
稱す。是れあり。

余今、此の和議文と日本政府と送り
閱せしむ。予日本の宰相あり。聞ける。條約書と

帝命を布告せしむる所を今已らば
行の日本人とて日新の定規を
遵用せしむるに云々
然るは法事を以て所為法に何れ法
を用ひざる哉或は尚未だ用ひざる如
布告せしむる如河を湖と工夫せしむ
又何まの耐ふおれを辨りしむるに
余今台下向ふ
古布告を公ケの官に又并日本入

小條約書を布告せしむる公ケの官に文を
コシテセラルル不遂り其ふ人其事其意
ふと少少改めり然るは余是を余政府
報すべし且つ如也所を日本政府
毎國人民の利益を以て日本國中
に條約を辨りしむるに好く行へ
思ひ及ぶ事との際と云ふは只
予後より台下に新法を以て表す

コシテセラルル官に云々
コシテセラルル官に云々

外國事務宰相芳々々台下一言

通海官 凡上少不テ人真譯

[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style]

英吉利 國家の事 今布告

を文の旨

不列顛 三十二年八月廿九年 第廿月

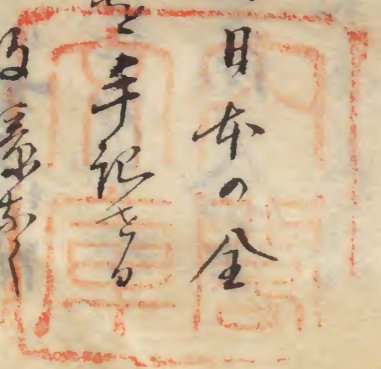
十日 江戸 於て書す

布告文

去年 第廿月廿六日 大不列顛 及び 日本 の 全

權 等 江戸 白 商 隊 一 定 姓 名 等 手 記 等

條 約 の 布 告 を 當 月 十 日 江 戸 等 於 條 約



取寄る多。事を法人に布告す。右商隊
の章程及び此に添ふる貿易の規勅を今
現ふ取寄る。故に不列顛の法人を
約するべし。

且此書に附し不書加ふ日本との交
通に於て不列顛の法人此書に算る者
に僅るは商隊の約束を破るる由を以
てす。且、英國王が日本に在るを以て
これに尤も及んで、其を管官する。後々

親本國に者たる不列顛と私親
権威を不共事を命ず。此権威を以て
裁ふは裁ふべき目的を達し、日本の高
官と交渉して、其の商隊を破るる者
事の妨を過ぐるを専務とす。但し、是ハ法
人の要事、少くも、缺人のなき、十分其権
威を振る。若し、此裁ふる、商隊を破る
少くも、此定る所、罰多と増加
するの権を持てる。

日本在留ニシテ、ブリタニシ、メジスチコニ在ル者
ニル 名

リウゼルホルド、アールコック 名 真筆

アベルズ、イ、ゴトウエン 名 真筆

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like "リウゼルホルド" and "アベルズ".)

未六月五日

大額利を以てコニ元カク

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including "大額利" and "コニ元カク".)

去ル十六日附之書翰令披見之申國と
吾國之交通貿易之規程を布條約
為取寄届達之兩内申布告候事
上吾國ノ滞ル者申國ノ為トス

法度教条布告をんが為人を許す
吾邦を存し住居せしむ。次は學業
格承知せしむ。法をたもつ。國自國
布告し条約書を原文多額翻示す
然れども日と年と東西諸物と
時と時との誤りある事を探し
刻しとて廣く上州の物と
不用意を判即ち別紙布告文を通
るをて相承せしむ

安政六年未之月十日 古田備後守

下州

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇
神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇
神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇

神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇
神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇
神皇正統記
卷之六
神武天皇
御宇

為之而正伊之為而善其利阿榮他
亞墨利加五國交易亦以許其成
另當未六月神多小長崎各船三
流於多商人等船中可逐商賣亦右
之者亦船未亦之賣物以之勿論在
為之外國人等見其賣之品他人
買之取之而小是又船中亦身而人之

20
如月日...
荷...
...
...
...
...

古之輕而厥私厥多私厥多不據和
可弱知者也

五月

阿若之國人一節一節一節一節一節
此語也其意一海則已極其極其極其
阿若之國人一節一節一節一節一節
阿若之國人一節一節一節一節一節

魯西之伊多而華者初阿若之阿西米
利加之條約也其意者其意者其意者
約字其意者其意者其意者其意者
上其口得和可也

古之輕而厥私厥多私厥多不據和
早之可弱知者也

六月

Handwritten text in a cursive style, likely a translation or transcription of a document. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

七月廿四日

ハーレ不列顛マリーエスライト號の日本全權兼
コレシテシマールン維リユテルホルド、アールンコック

外國事務宰相台下呈に

千八百九十九年八月十日不列顛マリーエスライト

シマールン維リユテルホルド

余詳く布告の彫刻本を台下呈に付奉る余
本條約を文極する後、其貿易規則を報知
す如く條約諸條を知り、其人が為の流布せら

者あり是も不列強たるを以て其條約を犯すこと
を信じて避をせしめられ先あり○は中々既の既
刻して香港より江門に至る途中不列強人の
立ちあがるは港は布告せり

日本政府の方より同日新聞の事件を報告し
以て條約及び其定例を日本全土に布告する
事と物くを余が身七月十日の書翰に譲り
又江戸全府の形如く布告するの所然必
用あるとを時余が本月九日の公文を以て台

下の考案より具くしり是を以て余が意
よ台に能ふを右の事と物くを既の如何
の事とをふとるや又條約の概及び日本
と為る不列強人日本に仕ふる不
禮扱害を十分し防禦する法を以て
及びその他防可な於る日本人の報知する
如何の法を以てするや實に知れんことを欲
するあり
深き高敷の能を以て破す

ハリス不列顛マリーエスチイト野の日本
全權兼コレシテセるらん

リユテルホルトアールンコツク親年

ハリス不列顛マリーエスチイト野の當務

トセコレシテ

エルエウスデレシテ人々正譯

外國事務官お尋ね台

新書、派生

不列顛コレシテセるらん

千八百五十九年七月十二日

布告

今案王般布告するを以て條約の布告を

昨年八月二十日大不列顛の全權と日本の

全權と署名せる布告にて今日十日は首存子

於て條約を以て文書にするものあり

是を以て今以條約と並に是を以て貿易の條

則ち不列顛領土長民も同流すること切要なるを以て是を固く吾臣民日本人と交通することを允さむとせる厳密なる條約を訂して犯さぬことを先づ此馬劄を削りて其他一般に知ししむる可とせし階下余及び其他日本も是ることをたの部属に如く階下の臣民を和平好睦とせしむる全權を委任するを以て力を盡しては務を成ししむる可とする目的を安寧に裏成するも余が任する可

このふり○並に日本の憲官と其の條約を損缺すること一般の和睦を破壊することとを防ぎしむる條約に利益ありて害ある善事をを障礙することを除くも亦余が任する可而して余を此切要なる事件を保全ししむる此條約に強く背く者たるを免る役をたる神罰を以て嚴し之を要すし其権力を廢めしむる可と定めたり
不列顛女王の日本留~~在~~コレをせよとせん

ルツゼルホルトアーウルクツク 記章

[Faint, mostly illegible handwritten text in German, possibly a letter or official document.]

未

七月廿八日

額利を託す全權を以てせしむらん

五年九月二十一日

ルツゼルホルトアーウルクツク

貴國八月十日書者我七月十八日別我條約布
告し書并條約刻本をも送付せり貴國に
人民皆條約の旨趣を知りて喜びし事とあり
之よりある事を知りてあるの初祝詞國の
事を知る我よあつてもある事

條を國内より取りて普く頒布せしむと雖も
書寫之勞且傳寫之誤何ん事をも二ありて
別々刻本を存せしむるに功績を
悔ふ事とんは様是傳とて

安政六年七月廿八日 内閣下總書

紙中務左補

紙中務左補
紙中務左補

未
紙中務左補

未八月廿中務左補殿
紙中務左補殿
紙中務左補殿

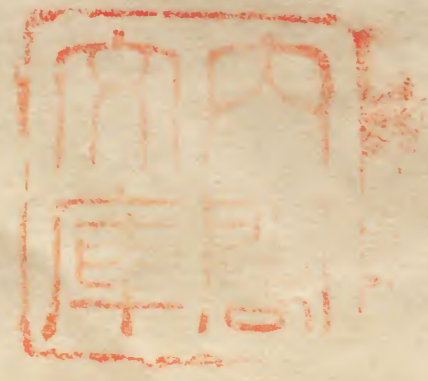
一 条乃古彫刻之末成以既も如何に有る高

買取成少少の成産るが

一 世より高ひは既も有るは

一 代種より如何初の成産るが

一 九分取下の中より取りし



Faint, illegible handwriting in the top right section.

Faint, illegible handwriting in the middle right section.

Faint, illegible handwriting in the lower middle right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

Faint, illegible handwriting in the bottom right section.

